

令和3年6月9日

市内居宅サービス事業所等 御中

名古屋市健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策部
新型コロナウイルス感染症対策室
高齢福祉部介護保険課

居宅サービス事業所等の従事者への新型コロナワクチンの接種について（通知）

日頃は、本市の福祉行政及び予防接種行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

居宅サービス事業所等の従事者の取扱いについては、「居宅サービス事業所等の従事者への新型コロナワクチンの接種について」（令和3年4月16日通知）において、一定の要件を満たす居宅サービス事業所等の従事者を、優先接種の対象となる高齢者施設等の従事者の範囲に含めることをお示ししているところです。

このたび、別紙のとおり65歳未満の方へクーポン券を発送し、高齢者施設等の従事者の方の優先接種期間を設けることといたしましたので、対象事業所等につきましては必要な準備を進めていただきますよう再度お願いいたします。

記

1 居宅サービス事業所等の従事者の取扱いについて

（1）優先接種の対象

次の要件を満たす居宅サービス事業所等の従事者を、高齢者施設等の従事者の範囲に含めることとします。

＜対象となる居宅サービス事業所等＞

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護
認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護
短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

<優先接種の対象者の要件>

「新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等（※）を行う意思を有する居宅サービス事業所等」の従事者であり、それらの患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する者であること。

※ 患者等に対する介護サービスとして考えられる例

- ・ 訪問系、多機能系サービス：訪問サービスの提供
- ・ 通所系サービス：訪問サービスへの切替
- ・ 短期入所系、多機能系サービス：感染者等が帰宅できない場合のサービス提供

（２）取りまとめたリストの活用方法

名古屋市介護保険課において、登録された事業所の情報を以下のように活用する場合があります。

<活用方法>

- ・ 地域において病床がひっ迫した場合において、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業所等」という。）が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に対する訪問系の介護サービスの必要性の検討の結果、サービスを提供することとなる場合において、
 - ①居宅介護支援事業所等は名古屋市介護保険課に対し、特定の居宅サービス事業所が登録リストに登載されているかどうかを照会する
 - ②登録されていない場合、名古屋市介護保険課が居宅介護支援事業所等に対し、登録されている他の居宅サービス事業所を紹介する居宅介護支援事業所等から求めがある場合は、名古屋市介護保険課が登録リストを情報提供する
- ・ 地域において病床がひっ迫した場合において、名古屋市介護保険課が、必要な介護サービスを継続する観点から、登録リスト上の居宅サービス事業所等に対し対応状況を照会する

3 事業所の対応（既に対応済の事業所は改めての対応は不要です）

従事者を優先接種の対象とする居宅サービス事業所等は、次のとおり対応してください。

（１）居宅サービス事業所等の登録

ア 居宅サービス事業所等は、「説明文書」（様式１）を活用して職員に説明・

相談の上、事業所内で、地域において病床がひっ迫する場合に、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する従事者の人数（以下「対応予定人数」という。）を把握してください。

イ 事業所は、情報を、以下のとおり「登録フォーム」により登録してください。

＜登録方法＞～居宅サービス事業所等の登録～

次のいずれかの方法で登録サイトにアクセスしてください。

（優先接種の対象となる従事者がいない事業所等は、登録する必要はありません。）

（１）URL：<https://logoform.jp/form/mX9C/13687>

（２）端末等で右記のコードを読み取り



登録締切日：6月30日（水）

主な登録内容：事業所番号、法人名、事業所名、種別、所在地、事業所連絡先、管理者氏名、対応予定人数等

（２）対象者の取りまとめ

ア 居宅サービス事業所等は、登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する職員に対して「証明書」（様式２）を発行し、必要に応じて、「説明文書」（様式１）を活用して、改めて職員に説明を行ってください。

イ 「証明書」を発行して優先接種の対象とした職員については、名簿等の作成により、対象者の管理を行ってください。

（３）証明書

居宅サービス事業所等の従事者は、原則、住民票所在地の市町村の接種体制に応じ、接種実施医療機関で接種を受けることとなりますが、事前に、事業所等から従事者へ優先接種の対象であることの「証明書」（様式２）を交付し、市町村から発行された接種券とともに接種実施医療機関に持参するよう伝えてください。

また、「証明書」は、接種実施医療機関で回収されませんので、接種後には医療機関から返却をしてもらい、第２回目の接種時にも提示するよう伝えてください。

4 問合せ先等

(ワクチン接種の一般的な質問)

なごや新型コロナウイルス ワクチンコールセンター	電話：050-3135-2252
-----------------------------	------------------

(ワクチン接種事業全般に関すること)

健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策部 新型コロナウイルス感染症対策室	電話：052-972-4389
---	-----------------

(回答様式、回答方法に関すること) 健康福祉局高齢福祉部介護保険課

通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護	指導係 (施設班)	電話：052-972-2592
訪問介護	指導係 (居宅班)	電話：052-972-3087
訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	施設指定係	電話：052-972-2539
訪問入浴介護、居宅介護支援	居宅指定係	電話：052-972-3487